

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | | |
|------------------|----------------------|--|-----------|
| 処 分 の 名 称 | | 障害児入所施設、児童発達支援センターの停止 | |
| 根拠条例・規則等名 | | 児童福祉法 | |
| 条 項 | | 第 4 6 条 第 4 項 | |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 障害福祉部 障害政策課（電話：048-829-1309） | |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する さいたま市児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号） | |
| | 設定等年月日 | 平成25年4月1日設定 | 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | | |